

令和5年6月15日（木曜日）

総務委員会

第1委員会室

出席委員

三和 衛、妻鹿幸二、有馬剛朗、宮下和也、
常盤真功、石堂大輔、竹中由佳、坂本 学、
谷川真由美

開会

9時55分

消防局

9時56分

付託議案説明

- ・議案第65号 姫路市火災予防条例の一部を改正する条例について
- ・議案第75号 動産の購入について（普通消防ポンプ自動車（CD-I型）（4台）の購入）
- ・議案第76号 動産の購入について（化学消防ポンプ自動車（II型）（姫路東）の購入）
- ・議案第77号 動産の購入について（化学消防ポンプ自動車（II型）（中播）の購入）
- ・議案第78号 動産の購入について（高規格救急車（3台）の購入）

報告事項説明

- ・令和5年度消防吏員採用試験の実施について

質疑・質問

10時09分

（質問）

消防吏員の採用試験の競争倍率が下落傾向にあるようだが、どのように認識しているのか。

（答弁）

合格者数にもよるが、受験者数が多ければ、おのずと競争倍率も上がっていく。少ないときでも6倍くらいになっており、それほど低いとは感じていない。ここ近年は同様の傾向であり、消防局職員の採用については安定していると考えている。

（質問）

最近の火災発生状況について、減少傾向にあるかと思うがどうか。また、数日前に網干沖コンビナートの関係で、爆発事故があったものの、大きなニュースになっておらず、大したことはなかったように思う。姫路の海岸線には、大規模な工場が集まり危険集積地になっており、火災事故にはしっかり対応してもらいたいが、どのように考えているのか。

（答弁）

火災の発生状況については、近年、減少もしくは横ばい傾向である。臨海地区の件については、爆発等はない。施設が古いので、老朽化に伴う漏えい等々は何度か確認しているが、大事故にはつながっていない。連携体制も整えており、有事の際はすぐに連絡が入って対処している。

（質問）

救急車の平均現場滞在時間について、平成30年は約18分という資料がある。コロナ禍で滞在時間が長くなっていったと思うが、2類から5類になって、現状はどのようになっているのか。

（答弁）

コロナ禍では、現場滞在時間は伸びていたのですが、搬送困難事案もかなり多かったが、5類になった前後から、数としてはコロナ前近くに戻ってきている。

搬送困難事案の率もコロナ前の水準には近づいてきてはいるが依然高い状況なので、医師会、健康福祉局と連携して、病院の受入れが向上するように取り組んでいるところである。

（要望）

救急車の現場滞在時間は、救急隊が幾ら努力しても受入れ体制の問題もあるので、そう簡単には短くなるというわけにはいかないと思うが、医師会との連携を強化してもらい、できるだけ滞在時間が短くなるようにしてもらいたい。

（質問）

消防局における男性職員の育休の取得状況はどのようになっているのか。

市役所全体でも、男性職員の育児休業の取得率の向上は大事なことだと思うが、救急隊など出勤しないと育休取得しにくいのではないのか。どのように工夫して、取得率の向上に努めているのか。

（答弁）

男性職員の育休等については、昨今ワーク・ライフ・バランスが言われている中で、短期間ではあるが、取得しているのを確認している。

現場を抱える職場なので、その辺りは各署長がそれぞれローテーションを工夫して、できるだけ育休等を取得できるように努めている。

令和4年度に子どもが生まれた男性職員が50人おり、そのうち13人が育児休業を取得しており、26%になる。育児休業以外にも、出産前後にほぼ9割以上が出産休等を取得している。

(要望)

男性職員の育休について、産後5日以内はかなり取得されていると思う。今は2週間を分割したり、1か月間とか取れる状況になっているが、やはり現場を抱えている消防局職員は取りにくいと思うので、女性も男性も子育てに関わるという中で、ぜひ育児休業を取得できるように、支援や配置を変えるなどしてもらいたい。

(質問)

姫路東消防署について、本会議で地域のことを尊重させてもらおうと答弁していたが、地域が反対し続ければ、同署の建替えはしないと理解すればよいのか。

(答弁)

決してそういうわけではなく、消防局の考えを丁寧に説明させてもらう。

我々が考えている機能が充実した施設は、現地では文化財等の関係で建設できないので移転に至った、という考えを地元の方々に丁寧に説明させてもらうということである。

(質問)

本会議の答弁の中では、根気よくずっと話をすると聞こえた。すなわち、一般市民は、基本的に住民に納得してもらってから建て替えると理解していると思う。

本会議の中では、住民の意見を聞くことを強調していたが、結果としては、関係なく建替えをするのではないのか。

地域の方々の声を聞くという表現をするのであれば、そこははっきり言わないと誤解されると思う。

これは計画どおり進めるという理解でよいのか。

(答弁)

計画どおり進める。

ただ、答弁で誤解を与えたかもしれないが、決して、地域の方々を無視するような形は取れないので、少しでも溝が埋まるように、理解が進むように説明しながら、計画どおり進めさせてもらうということである。

(要望)

本会議では、そこを大事に答弁してほしかった。

住民には説明を続けるが、計画どおりに着実に進めていくということを言わないと誤解される。その部分は住民の誤解を招かないよう、丁寧に進められたい。

特に、消防団で協力してもらいたいような地域の人に理解を得られないと、地元議員としても、やはり納得できない部分があるのは当然だと感じているので、配慮してもらいたい。

先ほど、本会議でも反対という話もあったが、反対ではなく、納得いくように説明してほしいというスタンスなので、反対という言葉がどうも気になる。少し認識を訂正してもらいたい。

(質問)

動産の購入について、古い消防車や救急車はどうするのか。新しい車両を買うと古い車両はどのように処分するのか。

(答弁)

廃車に値する車両は、契約課に渡し、契約課が売却もしくは鉄くずとして処分する。

(質問)

再利用や、小さな市町村に無償譲渡あるいは少額で譲り渡すなどもしているところもあるが、姫路市ではあくまで契約課に譲渡して、契約課の判断で処分するというので、消防局は関わらないという認識でよいのか。

(答弁)

基本的にはそのとおりである。

救急車は、まだある程度使えると判断すれば、予備車両として引き続き消防局で使用するが、安全が優先される車両であるので、信頼性に欠ける状態で他者に売却するというのはなかなか難しい。

その点は利用状況を確認しながら、処分するときには消防局も進言をさせてもらい、契約課で対処してもらっている。

(質問)

走行距離がまだ8,000キロメートルであるため、年数が古くてもこの車両は1億円近い車になると思われる。競売で全部処分するのも一つの方法かもしれないが、小さな市町村で1億円の消防車や救急車を持つことは、非常に負担がかかると思う。

一方で、姫路市は、8市8町の連携中枢都市も担っ

ている。そのような中での活用というのも一つのコンセンサスとして持つべきだと思う。その部分の認識はどうか。

(答弁)

消防本部に譲るのも一つの方法だが、姫路市として使用に耐えられないという判断で処分しているので、難しいと思う。そういった要望があれば、契約課とも相談しながら、車両の活用方法についても調査研究していきたい。

(質問)

市内に急速充電設備はどれくらいあるのか。

また、このたびの条例改正の影響を受けて、改良しなければならない施設はあるのか。

(答弁)

市内の急速充電設備は 33 か所で、管轄する北部 3 町も含めると 38 か所になり、ほとんどが容量の小さな設備になる。

これまで 200 ワットを超えるものについては変電設備とみなされており、規制がかなり厳しかった。電気自動車の普及に伴い、規制を緩和して設置しやすいようにするものであり、特段、条例改正の影響はないものと考えている。

(質問)

消防吏員採用の件について、これまでの女性の受験者数の推移はどのようになっているのか。

(答弁)

令和 4 年度は、大学卒の受験者数 108 人に対して 5 人、高短卒が受験者数 39 人に対して 3 人である。合計すると 147 人の受験者数のうち女性は 8 人となっている。ちなみに、令和 3 年度は 14 人、令和 2 年度は 13 人である。

(質問)

女性は、男性に比べると体力的に限りがあるものの、女性が消防吏員になることによって、役立てる分野もあると思う。女性の消防吏員のニーズは高いのか。

(答弁)

現場活動の上で、女性ならではの活動というのもあると思う。

ただ、やはり体力差があるので、現場活動では若干の差は生じるものの、そういったものを加味しながら、毎年、数は少ないが応募があるので、それなりにニ-

ーズはあると考えている。

明確な意向調査は行っていないが、今回も応募に係る動画を作ったので、今後、女性も活躍できるというところを PR していきながら、少しでも多く応募してもらえるように取り組みたい。

(要望)

実際の現場業務や受験者数の関係で難しいとは思いますが、女性を採用した場合には、施設の中で男性とは別の部屋が必要になると思うので、その辺りはきちんと対応してもらいたい。

(質問)

令和 4 年の救急出動件数が過去 10 年間で最多で、コロナの第 7 波のときにはかなり出動が多かったと思うが、今年度の救急出動件数はどのような推移になっているのか。

(答弁)

令和 4 年は過去最高を記録している。令和 5 年は人流が増加し、経済活動が活発化していることもあり、現在のところ、昨年よりも 1,400 件程度増えている。このペースでいけば、3 万 3,000~3 万 4,000 件くらいになり、過去最高件数を記録するのではないかと思っている。

(質問)

救急搬送に関して、現時点で昨年よりも 1,400 件くらい多いということであるが、正しい救急搬送の啓発については引き続き行っていくのか。

(答弁)

コロナ禍前からも救急講習などの機会や、SNS やホームページ等でも適正利用についての啓発活動を実施している。

ただ、コロナ禍にあっては、感染防止のため救急講習の数が激減していた。今は大分戻ってきているので、このような市民と接する場で適正利用について引き続き訴えていきたい。

(質問)

議案第 65 号に関連して、ケーブルの被膜や稼働部位の劣化によるショート、水がたまる部分の電気への対応を考慮しなければならないと思うが、特段チェックをしなくても、構造要件を満たしていれば問題ないという考えなのか。それとも定期的な点検を前提にしているのか。

(答弁)

急速充電設備のホースの劣化に伴う対応については、充電による発熱を抑えるために、ホースに水媒体が入っている。

それが発熱したり、漏えいしたりして、基盤にかかるようなことになると、本体のほうで異常警報が発令する仕組みになっており、それを聞いた段階で設置者が直すという保安措置になっている。

(質問)

急速充電設備の関係であるが、人体に対する影響がどれくらいになれば警報が鳴るのか。

同設備は屋外にあることが多い設備で、維持管理していく上で対応は十分なのかと思ってしまう。警報が鳴った時点で対応する形で人体への影響は心配ないのか。

(答弁)

人体には影響がないという認識で問題ない。

(質問)

動産の購入について、車種によって入札金額に大きな差があるように思うが、物価高騰の影響があるのか。あるいは、従来から差があるものなのか。

(答弁)

車両の価格帯は、昨年の入札結果を見ても、今回とさほど変わらないと考えている。

ただ、企業によって得意不得意があり、積載する資機材等々もかなりあるので、そういったものの調達においても若干の差が出てくるのではないかと考えている。

(質問)

火災警報器の設置が義務化されて10年ぐらいたつと思うが、設置されたままで、電池の入れ替えも徹底されていないなど、メンテナンスや定期点検などがなされているのか疑問視するところである。

火災警報器の設置に関しての啓発や周知について、現状はどのようになっているのか。

(答弁)

住宅用火災警報器については、10年をかけて、全的に普及促進を図っているところである。

その中で既に設置されている方についても、10年経過したものについては、更新の周知も図っているので、徐々に新設や更新が進んでいくものと考えている。

(要望)

火災警報器の設置が奨励されているのは、本当にありがたいが、一度設置したら安心してしまい、なかなかメンテナンスが行き届かなくなりがちである。

電池交換も必要なので、定期的に作動するかどうか確認し、適正に設置することによって火災の被害が大幅に軽減でき、早期の避難行動ができると思うので、火災の犠牲者の削減につながるよう、設置後の対応についても市民の皆さんにしっかりと目配り、気配りをしてもらいたい。

(質問)

消防分団の車両のほかに、いわゆる自治会が車両を管理している場合がある。

例えば、走行距離が短かったり、ポンプの機能に特に問題がないということであれば、契約課がスクラップにしたり、競売にかけるだけではなく、自治会が現在保有している車庫に古い車両を格納できるなど使えるのならば、優先的に活用することも可能であるのか。

(答弁)

車両の更新の際、中にはそれほど利用していない車両もあると思うものの、基本的に18年で利用できないという判断をしているが、地元への払い下げが可能なかといったことも含めて、再利用について検討の余地はあるものと考えている。

ただし、班や地元へ払い下げるとなると、車両の維持管理が地元の負担になるという面もあるので、再利用については、今後の課題として検討・研究したいと考えている。

(要望)

再利用の件に関しては、ぜひ検討してもらい、地域の要望なども確認しながら、使えるものは活用するようお願いしたい。

(質問)

救急車について、これまでトヨタであったが、ようやく日産が採用されるというのは、よいことだと思う。

しかし、資機材の置き方や備品などについて、日産が参入したことにより規格が違うとなると、命を守る場所という観点から問題は生じないものなのか。業者の違いによって生じる問題点はどのように把握しているのか。

(答弁)

平成2年、3年頃から高規格救急車が誕生し、それ以降、トヨタのみが採用されていた。

ようやく日産にも応札し、落札してもらった。現在生産されている救急車は、トヨタと遜色ないものであると考えている。

内部の資機材等については、仕様書で明確に制限しているので、メーカーが替わることによって命に関わるということはないと考えている。

(要望)

そのように対応してもらえているということで安心した。命を守る砦でもあるので、しっかりメーカーとも連絡を取ってもらいたい。

(質問)

動産の購入で、救急車は年度内の納入になっているが、化学消防ポンプ車の納入時期は令和7年3月末と、約1年半先である。現在、一般の乗用車でも新車を発注してから納品までに時間がかかるような状況であり、このような特別な装備を備えたものであれば、なおさら遅れるのではないかと危惧するが、どうか。

(答弁)

救急車は年度内に納品されるため問題ない。化学消防ポンプ車は半導体の影響が大きかったが、市場は大分回復傾向にあると聞いている。化学消防ポンプ車の場合、メーカーの安全基準の問題があり、基準に合った車種が搬入されなかったという経緯があり遅れている。

現在は順調に搬入されているということで、債務負担行為で2年またぎで予算措置しているが、来年度の比較的早い段階で納車になる見込みである。

(質問)

姫路東消防署の建替えの件で、住民から聞かれて、なかなか説明しにくいところがあった。このたびの一般質問で、教育長が文化庁の許可を得れば建替え可能だという答弁をしていたが、姫路市はもう許可を申請し、文化庁からノーという回答をもらっているということでのよいのか。

(答弁)

現状変更の許可申請は、実際には行っていない。

令和4年12月に文化庁の主任調査官が姫路に来られた際、現地を見て、我々が考えている施設を造るに

際して、どのような感じかというようなことは聞いた。

そのときに、基礎等で地下遺構を壊すことは避けられない中で、消防局が考えている施設は現在の場所では無理だというような話はされた。

教育長が許可を得れば大丈夫だと答弁したのは、これも少し誤解があるとは思いますが、一般的な話であって、現地では、我々が考えている施設は事実上不可能ということなので、実際に申請を行ってはいないが無理だという判断をしたところである。

(質問)

充実した施設を造るに当たって、現在の場所では建替えは厳しいという話をされているが、その建替えの規制に対して何が弊害となっているのか。その充実した施設とはどのような施設なのか。

(答弁)

大地震の際に倒壊しない強固な建物、加えて、災害があったときに業務継続が可能な施設ということで、かなり耐震性能の備わった施設が求められる。

併せて、機能を充実させるためには階高も上がってくると思うが、高さ制限が12メートルであるので、その枠内に収まらないということで断念したところである。

耐震性を備える上でそれなりの基礎は必要なので、現在の基礎を使った建替えは、事実上不可能だと判断している。

(質問)

現状の建物の基礎の形状・構造は把握しているのか。

(答弁)

把握している。

(質問)

どういったものなのか。基礎は何メートルまで入っているのか。

あくまでも消防局は移転建替えをしたいから、文化庁の許可が必要なので現地では建替えできないと言うが、文化庁の許可に際しても、日本の技術であれば深層基礎でもできるわけで、それを設計する、まずはそういう形でやっていくことはできないのか。

市がお金をかければ、日本初の耐震設備や、観光客の多い防災拠点にすることができるはずである。

したがって、これでも無理だという根拠を示してもらわないと、納得しかねる。耐震性などはどのように

でも検討できるし、建替えの階層ももっと広くすればあの土地でも十分に建てることができると思う。

住民の皆さんは、そのような話を聞きたいのに、それを言わずに、単に充実した施設を造りますとか、地下遺構を壊すことは文化庁が認めません、などと説明するが、問題は、現状、地下の基礎が幾ら入っているか、それに対して求めている耐震性を備える施設ができるのかできないのか、であると思う。

また、地上で耐震性のゴムなどを使って建てることも十分可能であると思うので、そのあたりをもう一度検討し、根拠を示してもらわないと、建替えがメインで、後付けの理由で文化庁のことを言っているようで、住民からも、そのような話は言い訳ではないかという言い方しかされない。

建替えをしなければならぬことは理解するが、住民に対して、納得できる根拠を示すことができないと、非常に厳しいと考える。明確にできない理由を示してもらいたい。

(答弁)

現建物の基礎の深さは3メートルである。現地で建て替える場合と移転する場合、それぞれの整備手法を比較検討するとともに、より広範囲での消防活動も加味して、移転の判断に至ったものである。

指摘のように、設計をしていないので、やってみないと分からない部分はあるが、設計に費用をかけて、仮に駄目であれば、無駄になってしまう。そのような点も踏まえながら比較検討した結果、移転という判断に至ったものである。

地域の方々に対しても、そのような点を比較検討して、このような判断になったこと、より広範囲で消防力を発揮したいということについて、理解を求めていると考えており、引き続き、市の考えを説明させてもらっているところである。

(質問)

地下遺構について、今まで3メートルよりも深いところから出てきたことはあったのか。

(答弁)

県立姫路東高等学校や国立病院でも発掘調査をしたと聞いている。

文化財課の発掘調査の結果の中で、60センチメートル程度掘れば地下遺構が出てくることは確認して

いるので、3メートルより深い遺構までは把握していない。

(要望)

明確に根拠を持って整理して、これまでの経緯を示してもらいたい。

本来、移転したいのであれば、移転を基に理由の説明をしたほうがよいのではないかと考える。ただ現地で建替えできない理由を、文化庁から許可がもらえない、規制が厳しいからできないというのは理由にならないと思う。

設計費用が無駄かどうかというのは、市民が考えることであり、ほかでもっと無駄なこともしている。

耐震性のあるものを設置するならば基礎は3メートルもあれば何とかできるかもしれない。

そうであれば、姫路東消防署もどれぐらいから遺構が出てくるのか、一度発掘調査をしてみればよいのではないのか。そこまでしないと計画どおりとは言えないと思う。消防局は計画どおり進めているというが、住民からは何も計画どおりに進んでいないというふうに言われる。市が勝手に理由をつけているという話をされる。

そのあたりは少し整理をしてもらい、時系列については、また説明してもらいたい。

(質問)

今のやり取りを聞く限り、淳心学院や賢明女子学院、姫路東高等学校も今後は建て替えられないという理解でよいのか。

(答弁)

そのように聞いている。

(質問)

姫路城の遺構のある場所は、もう建て替えることはできないという理解でよいのか。

(答弁)

教育委員会からは、イーグレひめじが建てられた頃には、比較的、地下遺構に関する考え方も柔軟であったが、それ以降は、厳格になったと聞いている。

したがって、現時点においては、新たに掘削等を行い、建て替えることは、姫路東消防署も含めて事実上認められないとのことである。

また、発掘調査の話もあったが、その期間仮設の消防署を建てると、それだけでもかなりの期間を要する

と聞いているので、その間の消防力の低下も避けられず、そういった点も判断材料の1つにした。

実例として、国立病院の建て替えの際にも発掘して何かが出てきて、設計のやり直し等でかなりの年数と費用を要したと聞いており、そういった点も検討材料にした。

消防局終了

11時06分

政策局

11時08分

報告事項説明

- ・第11回平和首長会議国内加盟都市会議総会の開催について
- ・地方創生交付金対象事業等の実施結果について
- ・姫路市SDGs未来都市計画の進捗状況について
- ・令和5年度姫路市総合防災訓練・国民保護訓練及び防災フェア（案）について

質問

11時26分

（質問）

企業版ふるさと納税について、評価が高いということであるが、姫路の企業が他の自治体へ企業版ふるさと納税をしている金額がどれくらいなのか、把握できていれば説明してもらいたい。

加えて、企業版ふるさと納税をもっとアピールする方法はないのか。

ふるさと納税については、取組を頑張ってくれて2億円ぐらいの収入があり評価しているが、ただ支出が大きい。この収支はどのようになっているのか。

（答弁）

市内企業が市外の企業版ふるさと納税にどれぐらい寄附をしているかは把握していない。

また、企業版ふるさと納税をアピールする方法については、地方創生交付金事業に充当することで交付金の対象期間が3年から5年に延長されるというメリットがあることから、姫路市の地方創生交付金事業を広く企業に対してPRしていくことが大切だと考えている。

企業に対しては、企業版ふるさと納税の寄附をすることで社会貢献していることをアピールしている企業もあるので、積極的に直接企業へ訪問して、事業のPRを行うのは効果的であることから、取組を続けていきたいと考えている。

また、一般のふるさと納税については、令和4年度については、まだ決算前であるが、約2億2,800万円の収入がある。まだ正確な数字ではないが、減収分は15億円で、そのうちの75%が交付税で補填されるので、残りの25%の約3億8,000万円が減収となる。返礼品代等を加えた差引きでは、令和4年度で約2億7,000万円の赤字になる。

ちなみに、令和3年度は、同様の計算で約2億3,000万円の赤字であった。

（質問）

交付税措置があり、戻ってくるのも理解するが、現実問題として、約3億円が出ていっている。以前は大体1億円くらいであった。減収が15億円と初めて聞いて、これは非常に大きな金額だと感じており、今のシステム自体が姫路市に負担にならないかと懸念するが、当局の認識を聞かせてもらいたい。

また、企業版ふるさと納税について、姫路市にある企業が他都市に寄附した場合、決算上、一般のふるさと納税のような対応になるのか。そうなると法人市民税の減収にならないのかと心配になるが、説明してもらいたい。

（答弁）

姫路市に本社がある企業が他都市にふるさと納税をした場合は、その分の法人市民税が減収となる。

一般のふるさと納税については、姫路市民が他の自治体にふるさと納税をする額が増えており、姫路市へのふるさと納税の額も増えているが、結局は本市としての税収が減っていることにつながっていることは指摘のとおりである。

国の制度としてふるさと納税制度がある以上、本市においても、できるだけ他都市の住民からふるさと納税をしてもらえるように頑張っていくことしか、対応策としてはないと考えており、新たな、魅力的な返礼品の開発や、ふるさと納税サイトでの魅力的な発信方法の検討、あるいは体験型の返礼品の開発など、できるだけ金額を増やせるように、これからはいろいろな取組をしていく。

（質問）

ふるさと納税について、当初は市長公室が担当局であったが、財政局に移管された後、再度、政策局が担当局となって、寄附額が大きく増えたことは大変評価

している。

企業版ふるさと納税は、姫路市の法人市民税に大きく関わる話なので、財政局にも質問すべきかとは思いますが、この認識をしっかりとっておかないと、一般のふるさと納税が拡大したように、企業版ふるさと納税もますます拡大していく可能性がある。

その部分の認識はどのように持っているのか。

また、企業版ふるさと納税の状況を調べる方法を見つけないといけないと思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

企業版ふるさと納税に関して、姫路市に本社がある企業が他の自治体に寄附した額を把握できる方法があれば、把握していきたいので、財政局に確認したい。

企業版ふるさと納税の増収に向けた取組が非常に大事であることは認識しており、姫路市の取組として、社会貢献活動に積極的な企業を訪問している。

企業版ふるさと納税を促進するために、現在、内閣府が自治体と企業をマッチングする機会を創出する取組を行っており、農政総務課が、地方創生交付金事業に位置付けられているスマート市民農園事業とハーブの里山プロジェクトについてプレゼンテーションを行った。

その後、企業訪問などを行った結果、令和2年度、3年度で市外企業6社から約1,950万円の企業版ふるさと納税の寄附を頂き、令和5年2月に大臣表彰を受けている。

このような内閣府の制度も積極的に利用して、企業版ふるさと納税の増収に向けて、さらに取り組んでいく。

(要望)

一般のふるさと納税も頑張ってもらっているので、企業版ふるさと納税も、姫路市の財政が厳しい中で、減収を容認できないので、チェックしないといけない。

今後、新たな財源を捻出するのは難しいので、この部分についても頑張ってもらいたい。

(質問)

機構改革について、デジタル情報室がデジタル戦略本部に格上げになる。どのようなメリットがあるのか。

(答弁)

意思決定の迅速化がある。今までは政策局長が行政

組織上のトップとしてやってきたが、本部制に移行して、副市長がリーダーとなる。

D Xは、政策局の中の仕事に対して行うものではなく、様々な部局の事業をD X化していく、デジタル化していくということでこれまで取り組んできた。

対等な部局間同士の協議ということになるため、なかなか理解を得られず、調整に難航した経験がある。

そういった点を踏まえ、今後は副市長が束ねていくことで、様々な調整が今まで以上にスムーズになって協力体制が得られやすくなるものと期待している。

(要望)

機構改革を受けて、ぜひ力を発揮してもらいたい。

(質問)

S D G sに関する取組について、環境の分野では、一般ごみの排出量と温室効果ガスの話ばかりであるが、その中で水素エネルギーについてもうたわれている。さらに目標は未来都市と書いてある。

その一方で、水素エネルギーについて全く目標値が設定されていないのはいかがかと思うが、どのような認識であるのか。

(答弁)

S D G sに関する環境面の取組として、水素エネルギーの利活用に向けた環境整備を挙げている。

この項目に関する直接的なK P Iの設定はないが、国からもできるだけアウトカムの指標を上げるようにという指示もあり、そのような観点からは、最終的な目標としては、脱炭素の一つの手法として水素エネルギーの利活用といった面もあるので、市域の温室効果ガスの排出量の削減というところにつながっていると考えている。

水素エネルギーに関して、直接的な指標が掲載できればよいが、水素ステーションが市内でまだ1箇所しか整備されていない状況の中、より最適な指標が見当たらなかったというのが実情である。

(要望)

今後は水素の取組を研究してもらい、何らかの数値で見せてもらいたい。

(質問)

地方創生交付金対象事業等の実施結果から、転出超過という指標についてそれぞれ数値が出されているが、細かい分析はしているのか。例えば20~39歳と

いうと結構な年齢幅で、どこがストライクゾーンになるのかが分からない。

もう一点は、この事業設計をする中で、15歳から29歳の年齢層が本当に該当するのかが気になる。SDGs未来都市計画の最後のまとめの部分にも記載されているが、実際はどのあたりに課題があり、転出が増えているのかという点を、もっと積極的に指標を出して分析していかなければ、年齢幅が広くて分かりにくいのではないのかと思うが、見解を説明してもらいたい。

(答弁)

姫路市においても若者の人口流出に歯止めをかけることを大きな課題として認識している。

その若者の範囲を20歳から30歳に設定しているが、毎年9月末時点で公表されている統計データによると、直近の令和3年10月から令和4年9月末までの1年間における5歳階級別の転出超過数は、ゼロ歳から29歳までの世代は数十人から100人程度の転入超過になっている。30歳から39歳までの年齢層についても転出超過にはなっているが、その前の1年と比べると数値は改善している。

ホームズという国内最大級の不動産や住宅の情報サイトの住宅を購入して住みたいまちランキングにおいて、姫路市が4年ぶりに1位に返り咲いたという情報がある。

その分析を見ると、姫路市は、駅周辺でマンション建設が盛んに行われていて、若い世代の駅周辺で便利なおところに住みたいというニーズと一致していることや、働き方としてテレワークが浸透してきており、職住近接という考え方から、働いている大都市より少し離れたところでもよいから安価な住宅を手に入れたいというニーズと一致していることなどから姫路市が1位に返り咲いたのではないかとされている。

そのようなところから、若い世代の転出超過は、少し歯止めが掛かりつつあると分析している。

(質問)

一つの指標に対して継続的に数値の変化を見ていくことも大事だと思うが、民間のデータ分析結果を見ると、また違った指標、現状に合った分析というものもあるので、そういった多面的な分析を引き続きしてもらいたい。

機能が集約された駅周辺に人が集まってくることはよいが、市域で考えたときに、どうしても手薄くなっていくエリアもある。全体のバランスも踏まえ、地方創生の観点からどのように取り組んでいこうと考えているのか。

(答弁)

姫路市全体としての人口減少に歯止めをかけるという意味で、民間の調査結果を踏まえた分析を回答したが、一方で周辺地域では、市中心部に比べると人口減少や高齢化がさらに顕著に進んでいるという状況を踏まえ、本会議でも答弁したが、移住促進を進める上で、移住者に対して仕事の面や暮らしの面から様々なサポートをしていくことで、少しでも周辺地域への移住を促進させていくということにも併せて取り組んでいく。

(質問)

SDGsの取組について課題として、コロナ禍で出荷が落ち込んでいるとの分析がされており、半導体やその他の物資の調達が難しく、いろいろな動きが停滞しているということであるが、IT化を促進することが生産性の向上に本当に直結するのか。考え方を説明してもらいたい。

(答弁)

SDGsの産業面の評価であるが、姫路市のもので、くくり産業の中でも主要な部分である鉄鋼、電気機械、化学の製造品出荷額が、直近1年では、大体マイナス16%から21%ぐらいの幅で落ちている。

これが市内総生産にも影響してきて、数字としては悪くなっていると分析しているが、その中で解決手法の一つとして、中小企業においては、なかなかデジタル化やIT化が導入されておらず、生産性が低い面があるので、その部分の改善であるとか、あるいは労働力についても、中小企業では確保が難しい中で、人に代わってデジタル化を進めることで、作業効率を上げることにもつながるので、IT化の促進というものは大事な要素であると分析した。

(質問)

総合防災訓練について、これまでは大きな会場1か所で行っていることが多かったと思うが、これだけ拠点を分散して進めようとしているのであれば、物資輸送についても、道路が寸断されてしまうといったこ

とも想定し、ライフラインを確保するため、例えば姫路港から大手前公園にヘリを飛ばすなど、大掛かりな対応なども検討してはどうか。

これだけいろいろな拠点で訓練するなら、アクリエひめじなどが人の避難場所や物資の集約場所として想定されるが、そちらへの動線というのは全然なく、大手前公園のみに向いている。防災訓練として、もう少し考える余地があると思われるが、その点についてはどのように考えているのか。

(答弁)

これまで、広い会場の中で、模擬的に被害の現場を作って訓練を実施してきた。

今年度は新しい形として、災害の現場により近い状況の中で訓練をしようということで、会場分散型というスタイルにしている。

例えば、避難所運営であればテントの下ではなく、小中学校の体育館で行う。高い建物からの救出訓練であれば、実際に駅前の高い所から救出することを予定している。

結果として、分散型ということになり、場所は各々離れるが、映像でつないで一体的な訓練として実施していきたいと考えている。

今年度は全く新しい形で訓練を予定しているので、提案のあった想定のほかにも、このような想定ができるのではないかとということも含めて事後に検証する中で、今後の防災訓練を考えていきたい。

(要望)

訓練について、今回新しい形で実施するので、これから起こり得ることも想定しながら、また今後の課題についても、もう一度見直す機会やまとめる機会があれば、次回以降に生かせるよう考えてもらいたい。

(質問)

防犯カメラについて、何か犯罪が起こったら、防犯カメラで、犯人や被害者となる人の動きなどを追いかけているような状況の中で、姫路市では、自治会がそれぞれで設置して、市が設置補助するという方法である。

これだけ犯罪に対応するツールとして普及しているのであれば、公の施設、公の道路といった主要な箇所に設置していかなければ、何か事案があったときにどのような動きがあるのかがつかめない。

自治会によって設置にばらつきもある中で、姫路市としてどのように考えているのか。

(答弁)

防犯カメラは、設置台数が増えれば安全に資するものである一方で、プライバシーの保護などは慎重に進めていかなければならない取組であると考えている。

その中で、現状としては、各地域において、例えば、子どもたちの通学路などに設置してもらっている。

公共施設への拡充については、基本的には各施設の管理者が施設管理上の問題として検討していく中で判断してもらっている。

(質問)

平和首長会議国内加盟都市会議総会について、スケジュールでは8月末に一般傍聴の広報を開始し、各日先着100人を募集するとしている。

広報ひめじや市のホームページに掲載して募集すると思うが、広報ひめじの何月号に掲載されるのか。

また、参加者は、加盟都市の首長及び職員150人程度を想定と記載されているが、このうち何人が市内に宿泊するか分からないが、宿泊用のホテルは確保できているのか。

(答弁)

広報ひめじ8月号で平和について考えてもらうような特集を検討している。

間に合えば、そこで一般募集のことも取り入れたいと考えている。その場合は、スケジュールを調整したいと思っている。

また、参加者については、市内のホテルのあっせんまでは行っていない。修学旅行や、秋の行楽シーズンと重なる時期ではあるが、市内のホテルについては、十分に受け入れる余力があると考えている。

(要望)

市民の非核平和への機運を高める意味でもしっかりと広報し、参加したいという人が確実に応募できるような形で広報・周知を進めてもらいたい。

(質問)

SDGsの進捗状況で、目標を達成できたものもあるし、できなかったものもあるが、気になっているのは、若者の人口流出と合計特殊出生率である。先ほど、直近1年ではゼロ歳から29歳の人口については若干増えていると説明があったが、国に報告し、専門家会議

にも報告する中で、総括的な文書は出さないのか。

目標を達成できていないものについては歯止めをかける施策の推進を図ると説明されたが、具体的にどのように進めていくのか、きちんと総括的な文書を提出してもらいたいと思うが、どうか。

(答弁)

国への報告がこのような様式になっており、ここでは進捗状況や課題を提示するようになっている。課題に対する解決策としての具体的な取組までは求められていない。

人口減少に対しては、令和4年は転入超過であったが、その社会増というところを引き続き継続していくために、若者を中心に市外に出て行かないようにする。

そして、市外から姫路への移住者を増やしていくため、姫路での暮らしの利便性や、子育て施策といった、特に若者のニーズが高い施策を積極的に打ち出して、少しでも社会増を増やしていくことが人口減少に歯止めをかける方策ではないかと考えている。

(質問)

そもそもふるさと納税の制度自体が問題だと思っており、市外から潤沢に入ってくるような自治体は、喜んでいるが、姫路市のような自治体は、大きな損失をしているわけで、国において見直しをしてもらいたいと思っているが、そのような考えは持っていないのか。

また、そのような中で、本市も返礼品の見直し等も行って努力していることは理解したが、どのような返礼品が人気があるのか。

(答弁)

ふるさと納税に関しては、現行の制度がある限り、姫路市としてはできるだけ寄附額を増やしていくことに力を注いでいくしかないと考えている。

返礼品の人気商品について、日本酒、素麺、季節物のカキなどが人気の高い品になっている。

(質問)

国においては、2025年度までに、内水氾濫のハザードマップの作成を義務づけていると思うが、それに向けての姫路市の準備はどのようになっているのか。

(答弁)

災害対応において、内水ハザードマップの作成は重要な取組であると思っている。所管は上下水道局にな

るが、同マップ自体は既に広報紙の折り込みで配布されていると思う。

(質問)

現在、チャットGPTの活用が、国や各自治体において課題になっている。

姫路市はその点についてどのように考えているのか。

(答弁)

チャットGPTに関しては、現在、兵庫県がプロジェクトチームをつくり、夏から秋にかけて、考え方を示すと聞いている。

また並行して本市でも現在、情報収集、分析を進めており、県の考え方も踏まえた対応の仕方を、秋以降に作成したいと考えている。

これから人口減少が進んでいく中で、公務員の採用も難しくなっていくのではないかとされている。

実際に業務量は増えており、いかにデジタルを使って省力化するかといった課題には、これまでも取り組んでいるし、今後も取り組んでいかなければならないと思っている。

チャットGPTについては、本来職員が備えるべき能力がAIに取って代われ、必要な能力が欠落するということに対する危惧は持っている。

チャットGPTを使って省力化する分野や部分を、まずは人がしっかりと考え、能力を伸ばしていくべきで、その補助的な役割としての活用であればよいといった整理をしていく。

それでも世の中は激しく変化しているので、まず、導入すべきという分野には積極的にAI技術の導入をしていきたい。

社会の変化にも対応しつつ、慎重に見極めたいと考えている。

(要望)

チャットGPTの活用については、慎重に対応してもらいたい。

政策局終了

12時10分

【予算決算委員会総務分科会（政策局）の審査】

休憩

12時22分

再開

13時21分

総務局

13時21分

付託議案説明

- ・議案第 55 号 職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 56 号 姫路市事務分掌条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 57 号 姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

報告事項説明

- ・令和 4 年度における姫路市職員倫理条例の運用状況について
- ・令和 4 年度における時間外勤務について
- ・姫路市職員採用試験案内
- ・組織改正（令和 5 年 7 月 1 日付け）の概要について

質疑・質問

13時47分

（質問）

中央卸売市場の跡地に新たな市立高等学校が整備される話があるが、土地の買収や計画策定などいろいろな課題がある。教育委員会だけで取り組もうと考えているのか。

（答弁）

地権者との関わりもあるため、中央卸売市場との連携を密にするとともに、当該業務の知識にたけた職員に兼務辞令を発出すること等により進めていきたいと考えている。

（質問）

技術系職員の採用に関しては、技術職の給与水準を上げるなど、抜本的に見直さなければ民間事業者との競争に勝てないと思うが、認識を聞かせてもらいたい。

（答弁）

土木職の職員が計画的に採用できていない状況がある。令和 5 年度は、10 月 1 日付経験者採用の募集を 6 月に行ったが、応募はなかった。ただし、令和 6 年 4 月 1 日付採用の 6 月試験については、12 人程度の募集に対して 21 人の応募があるなど、応募者数は増えている。

民間も含め、土木・建築職の人材が不足する中で、早期募集の実施や、職員採用ツイッターでの建築職員による業務紹介、オンライン説明会の実施、先輩職員からの仕事内容等の紹介を行うことで関心を持って

もらえるよう、総合的に取り組んでいきたいと考えている。

一方で、給与などの待遇面については、他の地方公務員や国家公務員とのバランスを考えると、本市の技術系職員だけ待遇を引き上げるのは難しいと考える。

（質問）

令和 4 年度における時間外勤務について、令和元年度や平成 30 年度と比較すると、全体としては大幅に減少したが、年間 720 時間を超える人数は 13 人で、それほど減っていない。一方で、行財政改革プランに掲げる目標値はゼロとしており、全く達成できていない。

また、複数月平均 80 時間を超える職員数は 201 人となっており、令和元年度の 136 人と比べると大幅に増加している。

年間 720 時間を超える職員の所属を見ると、保健所が大半を占めているが、ここまで時間外勤務が多くなる前に、手段を講じるべきではなかったのか。

（答弁）

時間外勤務が年間 720 時間を超える職員数については、令和 2 年度と 3 年度は 19 人で、令和 4 年度は 13 人に減少しているものの、目標値はゼロであり、それに向けて取り組まなければいけない。

また、複数月平均 80 時間を超える職員数についても、令和 4 年度は 201 人で前年度と比べると 94 人減少している。人員が不十分な中で、幾らか時間外勤務もせざるを得ないが、特定の職員に偏らないよう、業務の平準化を図るなどの努力をしている。

今後も引き続き、長時間勤務の解消に努めていきたい。

（質問）

これまで保健所の職員については、コロナ禍で長時間労働が不可避であったとのことであるが、令和元年のコロナ禍前に保健所で時間外勤務が 720 時間を超える職員が 2 人いた。見解を聞かせてもらいたい。

（答弁）

保健所は、専門的な業務が多く、分担して業務ができない上に人員も少ないため、過剰な負担となっている。

また保健所は、システムの少し遅れている面があることから、ICT を効果的に導入し、DX により、

職員の負担を減らすことが課題であると認識している。

(質問)

保健所防疫課の職員は、4月から7か月連続で時間外勤務が80時間を超えている。

他都市においては、多大な時間外勤務が原因で自殺し、損害賠償請求され、裁判で負けている事例もあることから、総務局は何か手段を講じないといけないと考える。

当局としての責務をどのように認識しているのか。

(答弁)

新型コロナウイルス感染症に係る患者等の対応として、入院調整や宿泊医療、療養などの業務がかなりあり、このような状況となっている。

しかし、総務局としては過度な時間外は解消すべきとの立場から、今後、事務の効率化と職員の採用等により、個人の負担を軽減していきたいと考えている。

(要望)

市役所での多大な時間外勤務が民間企業に波及することがないように、しっかり取り組んでもらいたい。

(質問)

議案第55号の職員の分限及び懲戒に関する条例の改正について、「これらに準ずるものと任命権者が認める場合」を加えるとのことであるが、具体的にはどのようなことを想定しているのか。

(答弁)

実例として、司法試験に合格した職員がいる。試験に合格した後、司法修習で1年ほど研修を受ける必要があるが、その後も引き続き職員として働きたいとの相談を受けていた。

今後、このような事例に対応すべく資格取得に関する研修等に行く場合でも休職扱いできるよう、改正をしようとするものである。

(質問)

国全体で食料自給率を向上させる必要があり、農林業に力を入れていかなければならない中で、本市は、議案第56号の組織改正で農林水産部を環境局と統合しようとしている。これについて、どのように考えているのか。

(答弁)

今回の組織改正では、本市の重要な課題施策のグリ

ーン改革に視点を置き、統合を行う。それぞれの取組がトーンダウンするものではなく、既存事業を継続しながら、グリーン改革をより推進しようという意味合いでの統合である。

引き続き、農地・山林に係る取組も行い、関連する他の部局とも密に連携を図りながら進めていこうと考えている。

(質問)

時間外勤務について、720時間を超えると過労死ラインを超えることになる。コロナのほかにも要因はあるが、コロナがある程度収束したら、保健所の職員の長時間勤務の問題は一部改善されるかと思うが、5類への移行後の現状について確認したい。

(答弁)

保健所の状況については、令和5年4月の時間外勤務上位10位に保健所の職員はいない。上位20位まで広げると2名が該当するが、令和4年度に上位であった防疫課や健康課の職員ではなく、総務課の職員が、年度替わりに伴う各施設の契約業務やその他業務により繁忙であったため、時間外勤務が多くなったものである。

(質問)

生活援護室のケースワーカーについては、毎年、国基準に足りていない旨を指摘し、増員を求めてきたが、これらを反映させ、7月からの組織改正に合わせて必要に応じた職員の増員をしっかり行ってもらいたい。その点について見解を聞かせてもらいたい。

(答弁)

生活援護室のケースワーカーの増員は、以前からの課題であると認識しており、毎年、人事異動の際には、全ての部署において人事課がヒアリングを行い、人員要望を聞いた上で職員を配置している。

限られた人的資源の中で、効果的な配置とするため、全庁的な視点で検討を行う。そのため、どこか一部門だけを充実させて、他の部門をないがしろにすることはできない。そういった中で、できる限り優先順位をつけ、人員配置している状況である。

(要望)

職員の採用については人件費をいかに抑えていくかという面もあるかと思うが、必要な人員の配置は、しっかりと行ってもらいたい。

特に、時間外勤務が年間 720 時間を超える職員 13 人のいる所属においては、必要な配置をされたい。また、生活援護室のケースワーカーの配置などは国の基準があるが、本市はそれをずっと下回っている。せめて国基準を満たす配置を行ってほしい。

(質問)

市職員の採用にかかる男女比率について、過去には女性の職員の比率が大変低かった時期もあり、現在、兵庫県下の市レベルでは管理職に占める女性の割合が低い水準にある。

このような中で、ようやく女性の採用が増えてきつつあるが、他都市に比べて、まだまだ差が大きい。例えば明石市は、一般職員の採用者は女性職員の割合が高くなっている。

そのような自治体もあるが、本市は、男女関係なく採用試験の得点上位の者から採っているのか。採用時の男女の割合について、どのように考えているのか。

(答弁)

現在、本市の全職員 4,012 人中、女性の割合は、20 代が約 47%、30 代が約 38%、40 代が約 32%、50 代が約 30%となっており、全体としては 34.2%である。

前年度の当初時点では 33.9%であったので、若干増えている。

令和 5 年 4 月 1 日付で採用した 122 人のうち、男性が 55 人、女性が 67 人で、女性のほうが多くなっている。

特に女性を優先するというのではなく、人物重視での採用を行った結果であり、こうした状況を見ると、今後、男女の比率も徐々にバランスが取れていくものと考えている。

(質問)

社会福祉士の採用が 10 人程度と多いが、これは児童相談所の設置を見据えての採用なのか。

(答弁)

必ずしもそうではない。社会福祉士の有資格者は、福祉全般に携わることができるため、積極的に採用を増やしていきたいと考えている。

(質問)

職員倫理条例の運用状況について、不当要求行為に関しては、公職者はゼロ件であるが、法人その他の団体が 10 件、個人が 92 件となっている。

法人その他の団体の内訳はどのようなものなのか。また、個人の 92 件は延べ人数なのか。

(答弁)

法人として企業関係が 5 件、その他の団体として自治会関係が 5 件となっている。

個人の件数については延べ数となっており、複数回、不当要求行為を行っている人がおり、92 件中 46 件については重複している。参考までに、一番多い人は 6 回となっている。

(質問)

組織改正の中で、政策局に儀典室が新設されるが、実際にどのような業務を想定して新設するのか。

(答弁)

儀典室は、世界文化遺産である姫路城をはじめとした観光支援を主軸として、観光客のそれぞれの出身国の文化を尊重したおもてなしや、全庁的な儀典体制の標準化を目的としている。

市長には、各国の人々との交流がますます増えている中で、これまでは各部門がおもてなしにかかる行事を担っていたが、それぞれに対応が異なる面があったので、特に国際的な儀典について標準化を図ることにより、留意事項を共有し、ノウハウを集約していきたいという思いがある。

イベント企画部門などでは儀典の経験も少なく、各部門が個別に取り組むよりも、ノウハウを集約して、国際的な行事については、専門の部署の知見を活用するような形で関与できれば、高いレベルのおもてなしができるのではないかと考えている。

(質問)

議案第 55 号について、職員が業務に関するスキルを習得する目的で退職し、その後復職が可能な体制をつくるという話があったが、在籍しながらスキルを習得し、しばらくして復職して、経験を重ねた後、キャリアアップのために退職するといったような、個人本位で利用されるような制度改正にはならないのか。

あくまでも業務に必要なスキルを習得し、復職してもらえるように、例えば最低 5 年は勤務してもらうなどの、職員が専門スキルを生かして職務を遂行するための制度であり、転職を支援するようなことにはならないという理解でよいのか。

(答弁)

本制度は、新たなスキルを身につけ、復職後に本市に貢献するという合意のもとに成り立つものになるが、その後の事情変更などにより、最終的に職員がどうしても退職したいという申出があった場合は、認めざるを得ない。

ただ、休職期間中は無給であるため、市が給与を支払いながらサポートし、資格が取得できたら、職員が離職するといったようなものではない。

あくまでも、市としては職員がしっかりとスキルを習得した上で、市に戻って貢献してもらおうという前提で考えている。

(質問)

先ほどの職員倫理条例に関する説明において、「法人その他の団体」の不当要求行為が10件で、5件が企業関係、残り5件が自治会関係という説明があったが、市議会議員が自治会の役員になっていたり、会長を兼任している場合の要望について、議員からなのか自治会からなのかという判断はどのような基準で行うのか。

(答弁)

個人あるいは公職者、自治会、団体の区分については、所管課が作成する「要望等に係る記録票兼報告書」の要望者の区分により集計しており、市議会議員が関与しているかどうかについては、同報告書にチェック欄を設けて記入させるようにしている。

また、職員倫理条例を適切に運用するため、要望内容に関係なく市議会議員が関与している要望等については、姫路市要望等庁内審議会において審議又は報告した上で、最終的には全て市長まで報告を行っている。

(質問)

議案第55号の休職に関して、通常、民間企業の場合は、年限をある程度設定して実施するケースが多いと思う。

例えば、MBAを取得した後、最低何年間は在籍すると取り決めているケースが多いと思うが、そういった制限も全くないということなのか。

民間企業では、在籍した状態で学びに行き、復職してすぐに退職してしまうという話はなくて、何年間かはきちんと組織に貢献するような前提となっているのが一般的だと思う。そういった制限はないのか。

本市においては、資格を取得できたから退職するというケースも出てくると思う。先ほどの民間企業の例と同様に考えた場合、あくまでも研修で習得したスキルの部分に関しては、しっかりと復職後の業務遂行において還元するのが一般的ではないかと思うが、本当にそのような運用で良いのか。

またその場合、退職金を計算する際に、例えば2年間研修に行っていた場合、その2年間は在籍年数として計算をされるものなのか。

(答弁)

退職手当の期間計算であるが、休職の期間は含まない。その期間は無給となるので、身分の保障がされていることによる幾ばくかのメリットはあるものの、その分の返還を求めることにはならない。

司法修習に行くことを認めるにあたっては、本人から復帰後の方向性についてヒアリングを必ず行うが、絶対に退職を認めないというところまで制限するのは難しいと考えている。

一方、資格取得などについて市が助成を行っているが、それについては取得してから5年以内に退職すると助成を取り消し、返金してもらう規定を設けている。

(質問)

金銭的な負担はないので、本市としては退職の制限は設けないということなのか。そのような考え方は、国や県、他の自治体などでも大体同じ基準なのか。

(答弁)

同様の制度を設けている自治体はあるが、知りうる限りにおいて、退職に制限を設けているところはない。

兵庫県では、県職員としての身分を保有したまま法科大学院に行くことについて認めている。県の事例では、本人としては行政職ではなく弁護士の業務をしたいという意向であったようだ。

本市の場合には、性善説と言われればそうであるが、本人とも直接面談したところ、行政職として、今後も引き続き本市で仕事を続けたいとの意向であった。

ただ、せっかく司法試験に合格し、司法修習に行けば、弁護士資格を取れるということなので、挑戦させてほしいとのことであった。

現行の規定では、在職したまま司法修習に行くことができず、退職してもらうしか選択肢がないが、せっかくそういう人材が市職員として確保できるのであ

れば、確保したい。

現状では、法務職を募集してもなかなか来てもらえないので、人材確保策の面も含めて判断した結果、休職期間は3年間で上限となるため、これに抵触しない範囲内での運用ということで、このたび提案したものである。

(質問)

先ほどの、法科大学院に行った兵庫県の職員は、その後どうなったのか。

(答弁)

一旦退職し、改めて弁護士として県の職員に採用された。

(質問)

司法修習生としてではなく、例えば本市の職員としての身分で法科大学院に行った場合、同じ身分で引き続き勤務させられると解釈してよいのか。

(答弁)

法科大学院を学術研究機関と位置づけるか、または今回追加する条項に該当すると判断できるのであれば、休職させつつ法科大学院に通わせることができる可能性はあると思うが、これまでに同様の申出がないため、扱ったことがない。その中で今回初めて、司法修習のケースに限定して認めようとしているものである。

なお、調査したところ、浜松市や市川市などでは、同様の形で司法修習に行かせている事例がある。

(意見)

司法修習生として、このような形で支援すること自体はよい話だと思うが、一般的な感覚では、それに対して、ある程度の退職にかかる制限が必要ではないのか。

先ほど性善説の話を持ち出されたが、人の気持ちは変わるものではないのか。

職員の気持ちは変わらないという保障もない中で、本市として職員の身分を十分に保障した上で、支援するのであるから、本市に戻って貢献していくということに対しての、一定の制限を設けておく必要性は感じている。その点はもう少し考える必要があるかと思う。

(質問)

不当要求行為の件であるが、対応についてもう少し研究する必要があるのではないのか。同じ人が繰り返

返し行っていることを委員会で公表されたとしても、その人にとっては何のデメリットもない。

職員を守るという意味で、しっかりと対応していくことが必要である。例えば不当要求行為に対して、警察に対応をお願いしていることはあるのか。

(答弁)

昨年度は、警察に10件通報しており、そのうち4件は逮捕に至っている。

執務室等に居座る者に対する退去命令についても、職員倫理課が各課に積極的に発令するよう助言するなど、不当要求行為に対しては、毅然とした態度で対応しており、特に窓口では少しずつ改善している。

また、不当要求行為に対しては、県警から出向している職員と連携をとりながら対応している。

(要望)

その点はしっかりと進めてもらいたい。

議会の対応も大切であるが、そういった団体への対応はやりづらい部分が結構あるかと思うが、そこも含めてきちんと対応しないと、職員にとっては大きな負担になると思うので、ぜひ対応してもらいたい。

(質問)

職員採用の件で、土木・建築といった技術職が少ないというのは以前からの話である。他都市の事例では、基本的にはある程度の技術を有する人材で業務を行い、後は委託・コンサルで対応している。また、繁忙期には職員を増員し、土木課の業務も事務系の職員が行うという話も聞いた。

国や県では、現在ではコンサルに業務委託しているケースが多いようである。そういった形をとらないと、職員に全部しわ寄せがきてしまい、残業が増えてしまう。

それでミスを行ってしまうという面もあるので、管理業務については職員が行い、後は民間企業に委託するというのも一つの方法だと思う。将来的に、技術系の職員は減る一方であると思われるため、試験的に実施してもよいのではないのか。

民間企業でも非常に厳しい採用状況にある中で、職員の業務の範囲についても見直していかなければならないのではないのか。

(答弁)

人の採用が難しければ、次は事務の効率化、業務改

善などで対応していくことになる。所管部局でも、どの部分が委託可能であるかといった点について、以前から検討を進めているところである。

転換期に来ていると思うので、委員に指摘された点も検討したい。

(質問)

庁舎管理規則の中で、庁舎の中では、職員以外は録画や写真撮影はできないとのことであるが、この庁舎とは屋内だけであるのか。それとも敷地内のことを指しているのか。

他都市から議員が視察に来られた場合、議会棟の前で写真を撮ったりするが、これは同規則に抵触するのか。

(答弁)

所管は管財課になるので分かる範囲で答えるが、庁舎管理規則によれば、庁舎とは、本市事務の用途に供する建物その他の構造物及びその敷地と定義されており、庁舎内において撮影・録画、これに類する行為をしてはならないと規定されていることから、敷地も入ると考える。

その上で、庁舎内での撮影・録画等の行為のうち市長が別に定める行為を除くと規定されている。

それを受け、具体的な行為が施行要綱で定められており、報道機関による報道関係の取材、食堂ロビーの利用、庁舎の工事その他、本市の関係機関による事業の実践がこれに該当する。

例えばイベント事業をホールで実施する場合、事業主体である機関が認めれば、例外的に撮影・録画等は可能になるかと思う。

(質問)

他都市から議員が来訪されたときはよいのか。

(答弁)

その内容が市の事業として認められ、撮影・録画等の取材が可能と事業主体の実施機関が認めれば、可能になる場合もあるかと思う。

庁舎内でのイベントに来訪されたときに、取材や撮影をするのも、その一環になるかと思う。

(質問)

議員の要望等の対応について説明してもらったが、共同協議会で合意して、今年度から運用が始まったということで、まだ日が浅いということもあると思うが、

部署や職員によって対応が異なることがある。

私が疑問に感じていることの一つは、「このことについて説明して欲しい」とお願いした場合に、説明に来てもらえるのかと思ったら、説明もいつ要望が変わるか分からないということで、事前予約が必要であり、2人で対応しなければならないので、説明には行けないと職員に言われた。そのような理解でよいのか。

もう一つは、先般、職員倫理課に電話で問合せをした。課長が不在であったが、対応した職員から議員が庁外の施設を視察した場合、その際のやり取りを要望記録として作成しなければならないと聞いた。

何か要望したわけではなく、ただ施設を見学に行っただけであるのに、要望記録を作成するというのはどうなのかと思い、電話対応した職員に尋ねたところ、今答えないと駄目ですかと言われた。

教えてもらえないのかと尋ねると、厳密に言えば、この場合も予約を取って聞いていただかないと答えられないと言われた。市民の声をどのように届けばよいのか。このような対応になるなら市民から直接電話してもらったほうが早い。本当にそのような理解が適切であるのか。また、職員への研修はどのようにされているのか。

(答弁)

現地に見学に行かれるという話については、何件かあったと聞いている。現地において、どのような施設ですかと聞かれると、我々も一般の方が来られる場合と、議員の方が来られる場合とでは、職員も異なった対応をすることは考えられる。状況によっては本庁の職員も現地に向かう。

議員が来られたら、どのような考えで来られているのか、その内容を上司に報告することもある。例えば見に来られて、どのような施設で、どういったことをしているのかと聞かれることも想定している。

今のところ要望等にかかる考え方は、5月2日の説明会でも説明したが、作為や不作為を求めるという形になるので、話があった現地見学については、全て要望等の要件を満たすこととなる。

一方で、単なる確認事項として、その場で簡単に答えることができるものについては、要望等の記録の例外に該当するものもあると思うので、どの範囲まで記録しなければならないのかという点について、整理、

調整をさせてもらっている。

この制度が始まってちょうど3か月になり、議員から106件の要望をもらっているが、その中で一部運用面に疑義があったかもしれない。

指摘のあった点については、できる限り職員に周知し、今後の要望等に係る研修なども含めて対応していきたいと考えている。

また、話をする中で要望に繋がるケースもあるので、複数人で対応したい旨を共同協議会の中で説明させてもらった。

場合によっては、録音等が必要になることもあるので、できる限りどのような用件か確認し、職員が適正かつ効率的に要望に応えることができる体制づくりをしていきたいと考えている。

何分、最近制度が始まったばかりであるため、対応に至らない点があれば、意見を頂き、庁内審議会等にも諮り、体制、要望についての取組方について検討し、局部長等も含めた研修等を行っていきたいと考えている。

(質問)

例えば、この件について説明してもらいたいといった場合でも、やはり事前予約を取って、複数人で対応することになるのか。

(答弁)

例えば、何かの委員に就任しており、当局側から進捗状況を説明することが必要な場合については、業務として行うので、そこまでは求めないが、議員のほうから説明を求められた場合は、説明するという作爲になるため、要望等であると整理している。まずは原理原則に則り複数人で対応する。

(質問)

具体的に確認したい。例えば、ここにドームを作っ
てほしいなどは要望になると思うが、地図を持って行って、市道のこの場所に穴が空いているとか、グレーチングがガタガタうるさいので何とかならないかと対応を依頼する場合でも、2人対応で録音することになるのか。

(答弁)

特に道路の陥没や水道管の破損などは緊急性があるため、その点については省略できるという考え方がある。

一般的に、時間的余裕があり、その場でなくても対応できるということであれば、希望される対応時間や場所を聞く場合もあるかもしれないが、緊急時には急がなければならないので、電話であっても、職場に面談に来られても、複数人対応という点は省略できる方向で考えている。

(質問)

委員の皆さんが行かれたときに、それぞれの所属での対応が違う。

緊急時と言っても、結局担当部署からすると要望となるため、きちんと記録しないといけないと言っていた。そのあたりは、しっかりと調整、整理されたいが、どのように考えているのか。

(答弁)

今、頂いている要望、例えば先ほどの道路の事案なども、どこの所属に対してどのような要望が出ているかは承知している。

要望等の定義を曖昧にして考えてしまうと、せっかく作成したこの基本方針等の実効性がなくなる。緊急的な事案が多い部署等については限られているので、職員倫理課が周知をしっかりと行い、部署間で対応が異なることのないよう、調整していきたいと考えている。

(要望)

職員側も、議員側も、まだ十分に慣れていないためそのような齟齬がある。お互い認識を深めていかないといけない。本末転倒にならないよう、不当要求行為に関しては、職員が毅然とした対応をとり、しっかりと進めていってもらいたい。

総務局終了

14時56分

財政局

14時59分

付託議案説明

- ・議案第58号 姫路市市税条例の一部を改正する条例について

報告事項説明

- ・使用料及び手数料等の見直しについて
- ・課税(所得)証明書のコンビニ交付手数料の減額特例措置について

質疑・質問

15時06分

(質問)

ふるさと納税について、財政局としての考えを聞き

たい。コンビニ交付による手数料収入だけでも減額特例措置で 58 万円減っており財政に影響を及ぼしている中で、新たな税収を捻出するのは難しいと思う。

ふるさと納税については、受入額が 2 億 3,000 万円程度、減収額が 15 億円に達している。75%の交付税措置があるが、残り 25%は市から持ち出さなければならず、差し引きすると 3 億円以上負担しないとイケない。結果的に税金の持ち出しである。一方で数十万円の減収の話でも大変だということに、ますます持ち出し額が増えていっている。

今後、新たなスポーツ施設が完成した際に、特に水を使用するプールなどは、維持管理費が非常にかかると思込まれるが、そういった中でどのように財政運営をしていくのか。

(答弁)

指摘のとおり、減収分については 75%相当の交付税措置があるとはいえ、本来税額として収入される 25%分が結果として足りなくなっているのは事実である。

ふるさと納税自体が国の制度であるので、このことについて財政局の立場として働きかけていくというのは、今のところは考えていない。

(質問)

政策局では、企業版ふるさと納税について、歳入が 3,000 万円くらいと把握しているが、歳出のほうが分からないとのことである。

姫路市の企業が、他都市へ企業版ふるさと納税を行った場合の法人市民税の税収がどれくらい減っているのか。

(答弁)

令和 4 年度の減収額は、124 万 8,000 円である。

(要望)

企業版ふるさと納税の歳出がそれくらいということなら影響は小さいので安心した。

ただ気をつけたいといけけないのは、ふるさと納税も当初の歳出はそれほど大きな金額ではなかったが、次第に増えていき、結果として大きな金額になった。

国の施策なので、市のレベルで統制できないのは理解しているが、税収が持ち出されていることも事実である。

また、本市の決算が 40 年以上黒字と言いながらも、

単年度では赤字の時もあった。そういった中で財政局が意見しないと、結果として、他の事業、例えば福祉など本来であれば弱者を守るための施策を切り詰めるを得なくなってしまう。

大きな影響のあるふるさと納税について、財政局として政策局とともに新たな方法を考える必要があるのではないかと思う。

また、企業版ふるさと納税については、支出を随時チェックしておいてもらいたい。

(質問)

庁舎管理規則では、市職員以外の者が庁舎内において、撮影、録画その他これに類する行為をしてはならない、と規定されており、例えば他都市から来られた議員も、本市の議員も、一般市民も庁舎内で写真を撮影できないということになっている。

これには例外措置があつて、本市の関係機関による事業の実施や、報道機関による取材、食堂跡地ロビーの利用、または本市からの委託を受けた工事・修繕、保守点検となっている。

我々もそうであるが、他都市から来られた議員が庁舎内で写真を撮ることはあると思う。規則上禁止されているが、このような場合の扱いはどのようなようになるのか。

(答弁)

今の質問は、議員活動の中で撮影が必要な場面があるのではないかと、そしてその場合は認めてはどうかという趣旨と理解したが、現行の規定を文字どおりに解釈すれば、職員以外の撮影は禁止ということになってしまう。

しかし、議会事務局と協議の上、議員活動の中で撮影が必要な場面・場所を整理できるのであれば、除外規定に加えることは可能ではないかと考えている。

(質問)

基本的には、現行の規則ではしてはいけないということ間違いはないと思う。我々議員が撮影することはできないはずである。

もしそれが不合理であるならば変えればよい話であつて、一般市民でも、これからいろいろな形で庁舎内で写真を撮影することもあるかと思う。

庁舎内で写真を撮ってはいけないのであれば、そのルールを徹底するか、あるいは規則を変えるか、もう

一度考え直さないといけない時期に来ているのではないかと思っている。

規則違反するとどうなるのか。

(答弁)

罰則規定等はない。ルールは規則に基づくものである。

(要望)

規則を変えるのであれば変える、変えないのであれば運用の遵守ということを、ぜひ確認しておいてもらいたい。

(質問)

市税条例の一部改正について、燃費・排ガス不正行為への対応として、従来の10%を35%に加算するということだが、全国的に見て、このような自動車メーカーの対応で生じた不足分に対する考えは共通なのか。

(答弁)

条例改正は、地方税法の改正に基づくものであり、全国的に共通した対応である。

(質問)

使用料及び手数料等の見直しについて、これまでの取組や課題を見れば、市役所もいろいろな事業をしていく上で、また公共施設を造っていく上でも資材や電気代の高騰などで、必要な経費の支出が増えていっているのは分かるが、これは国全体、市民全体も物価高騰の影響を受けているわけである。

13 か月間実質賃金が下がっており、なかなか賃金が上がらず、物価高騰が市民生活を直撃している中で、どうしても使用料及び手数料の見直しをしなければならぬのかと思う。

例えば、参考資料を見ると、平成29年施行では、26件の見直しで影響額が4,727万5,000円とのことである。

平成25年は8件、平成29年は26件となっているが、令和5年はどれくらいになるのか。

東ルートの場合だけでも和解金を入れると3億円以上の、本来であれば必要のないお金を使わなければならない状況にあるわけで、不当要求事案でどんどんお金を使っているが、単純計算で言うと3億円あれば、全く値上げする必要はないと思われる。

そういう状況の中で、市民にどのように説明してい

くのかということも問われると思う。市役所も大変であるが、市民も大変なので、自治体によっては地方創生臨時交付金で、今年度も水道料金を値下げしたり、2学期や3学期の給食費を無料にしているところもある。

本市はそういったこともせず、高校生以下に1万円を給付するというにはなっているが、このような市民が大変な時期に手数料、使用料の値上げを検討しているというのは、どのような考えなのか。

(答弁)

従来、4年に1回見直しており、本来であれば令和2年度に見直すはずであったが、コロナの影響もあったので延期し、前回から7年ぶりに見直す。

使用料は、施設の使用について、適正な対価を負担してもらおう、という考えである。施設の維持にかかる経費と、それに対する使用料の収入を比較して、どの程度が適正なのか。前回から比べると人件費等が増えているので、それらを反映させた中で、現状の使用料が適正かどうかを考えていきたい。

また、その施設が民間にもある施設かなど、施設の性格によっても違うので、どの程度の負担を住民に求めるのが適正かということも考えつつ、見直しを行っていきたい。

なお、見直し自体は100件以上を対象としているが、結果として見直して改定に至るのが何件になるかは、今のところ具体的に説明できる状況にない。

委員から、物価高、食料品高という話もあったので、これらのことも認識しつつ、使用料の改定の検討を行っていきたく考えている。

(要望)

市の財政運営がそれほど楽ではないというのは分かるが、市民生活も大変だということをよく考慮してもらいたい。

財政局終了

15時23分

【予算決算委員会総務分科会（財政局）の審査】

意見取りまとめ

15時29分

(1)付託議案審査について

・議案第55号～議案第58号、議案第65号及び議案第75号～議案第78号、以上9件については、いずれ

も全会一致で可決すべきものと決定。

(2)陳情報告について

・陳情第1号及び陳情第3号について報告。

(3)閉会中継続調査について

・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

(4)委員長報告について

・正副委員長に一任すべきものと決定。

意見取りまとめ終了 15時35分

閉会 15時35分

【予算決算委員会総務分科会の意見取りまとめ】